

東日本銀行コンサルNEWS

平成25年1月30日

No 8 4

作成

税理士法人タクトコンサルティング
株式会社タクトコンサルティング
TEL 03 - 5208 - 5400
URL <http://www.tactnet.com>
()本ニュース内容についてのお問い合わせ先
税理士 森繁之助

速報！平成25年度税制改正

～主な改正内容は以下のとおり～

【相続税】基礎控除・税率構造の見直し《「平成25年度税制改正大綱」P44～45》

項目	現 行	改 正 案														
基礎控除	5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数	3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数														
税率構造 (見直し がされる 部分)	<table><tr><td>法定相続分に応じた各人の取得金額</td><td>税率</td></tr><tr><td>2 億円超 3 億円以下の金額</td><td>40%</td></tr><tr><td>3 億円超の金額</td><td>50%</td></tr></table>	法定相続分に応じた各人の取得金額	税率	2 億円超 3 億円以下の金額	40%	3 億円超の金額	50%	<table><tr><td>法定相続分に応じた各人の取得金額</td><td>税率</td></tr><tr><td>2 億円超 3 億円以下の金額</td><td>45%</td></tr><tr><td>3 億円超 6 億円以下の金額</td><td>50%</td></tr><tr><td>6 億円超の金額</td><td>55%</td></tr></table>	法定相続分に応じた各人の取得金額	税率	2 億円超 3 億円以下の金額	45%	3 億円超 6 億円以下の金額	50%	6 億円超の金額	55%
法定相続分に応じた各人の取得金額	税率															
2 億円超 3 億円以下の金額	40%															
3 億円超の金額	50%															
法定相続分に応じた各人の取得金額	税率															
2 億円超 3 億円以下の金額	45%															
3 億円超 6 億円以下の金額	50%															
6 億円超の金額	55%															

(注) 上記の改正は、平成27年1月1日以後の相続又は遺贈について適用される。

死亡保険金に係る相続税の非課税措置については、見直しを行わない。

【贈与税】税率構造・相続時精算課税制度の見直し《「平成25年度税制改正大綱」P46～47》

項目	現 行	改 正 案
相続時精算課税制度以外の税率構造		1. 20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税 基礎控除後の課税価格税率
		200 万円以下の金額10%
		400 万円 "15%
		600 万円 "20%
		1,000 万円 "30%
		1,500 万円 "40%
		3,000 万円 "45%
		4,500 万円 "50%
		4,500 万円超の金額55%
		2. 上記 1. 以外の贈与財産に係る贈与税 基礎控除後の課税価格税率
	200 万円以下の金額10%	
	300 万円 "15%	
	400 万円 "20%	
	600 万円 "30%	
	1,000 万円 "40%	
	1,500 万円 "45%	
	3,000 万円 "50%	
	3,000 万円超の金額55%	
相続時精算課税	1. 受贈者は 20 歳以上の推定相続人のみ。 2. 贈与者の年齢は 65 歳以上であること。	1. 受贈者の範囲に、20 歳以上である孫が追加される。 2. 贈与者の年齢要件が 60 歳以上に引き下げられる。

(注) 上記の改正は、平成27年1月1日以後の贈与について適用される。

【相続税】小規模宅地等の特例の見直し《「平成25年度税制改正大綱」P45》

改 正 案
1. 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積が、330㎡(現行240㎡)までの部分に拡充される。 2. 特例の対象として選択する宅地等の全てが特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等である場合は、各適用対象面積まで適用可能とされる。ただし、貸付事業用宅地等を選択する場合の適用対象面積の計算は、現行の調整が行われる。 3. 一棟の二世帯住宅で構造上区分のあるものについて、被相続人及びその親族が各独立部分に居住していた場合には、その親族が相続又は遺贈により取得したその敷地の用に供されていた宅地等のうち、被相続人及びその親族が居住していた部分に対応する部分が特例の対象とされる。 4. 老人ホームに入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等は、「被相続人に介護が必要なため入所したものであること」と「当該家屋が貸付け等の用途に供されていないこと」の要件が満たされる場合に限り、相続開始直前に被相続人の居住の用に供されていたものとして、特例が適用される。

(注) 上記の1.と2.の改正は、平成27年1月1日以後の相続又は遺贈について適用される。

上記の3.と4.の改正は、平成26年1月1日以後の相続又は遺贈について適用される。

【事業承継税制】非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度《「平成 25 年度税制改正大綱」P 47～49》

項目	改正案
雇用確保要件の緩和	雇用確保要件が「経済産業大臣認定の有効期間（5 年間）で平均して雇用を 8 割以上維持」（現行：経済産業大臣認定の有効期間（5 年間）の各年において雇用を 8 割以上維持）に見直しがされる。
親族外承継	先代経営者の親族外の後継者への遺贈又は贈与の場合についても、納税猶予制度の適用対象とされる。
役員退任要件の緩和	先代経営者（贈与者）は、非上場株式の贈与時に会社の代表権を有していなければ、その贈与後も役員にとどまる場合であっても、贈与税の納税猶予の適用が受けることができる。
猶予税額計算の見直し	相続税の納税猶予税額の計算上、被相続人の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合は、非上場株式等以外の財産の価額から控除されることになり、現行よりも納税猶予税額が大きくなる。
手続簡素化	1. 事前確認制度が廃止される。 2. 相続税等の申告書、継続届出書等の一定の添付書類が提出不要とされる（経済産業局との重複を排除）。 3. 株券不発行会社については、株券を発行しなくても相続税・贈与税の納税猶予の適用が認められる。
延納・物納	雇用確保要件が満たされないため、経済産業大臣認定が取り消された場合において、納税猶予税額を納付しなければならないときは、延納又は物納の適用を選択することができる。
猶予税額の再計算特例	民事再生計画の認可決定等があった場合は、その時点における株式等の価額に基づき納税猶予税額を再計算し、当該再計算後の納税猶予税額について、納税猶予を継続する特例が創設される。
利子税の負担軽減	1. 納税猶予の打切りの際に支払う利子税の税率が引き下げられる（特例基準割合が 2% の場合は 0.9%）。 2. 経済産業大臣認定の有効期間（5 年間）の経過後に納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合、当該期間中の利子税が免除される。
適正化措置	1. 適用対象とされる資産保有型会社・資産運用型会社の要件が見直される。 2. 資産保有型会社・資産運用型会社に該当する認定会社等を通じて上場株式等（1 銘柄につき発行済株式等の総数等の 3% 以上）を保有する場合、納税猶予税額の計算上、その上場株式等相当額は算入されない。 3. 納税猶予の取消事由である「総収入金額が零となった場合」につき、総収入金額の範囲から営業外収益及び特別利益が除外される。

（注）上記の改正は、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続もしくは遺贈又は贈与について適用される。

【贈与税】教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設《「平成 25 年度税制改正大綱」P 49》

改正案
30 歳未満の個人の教育資金に充てるため、その直系尊属が金銭等を拠出して金融機関に信託等した場合、拠出金銭等の額のうち受贈者 1 人につき 1,500 万円（学校等以外に支払われる金銭は 500 万円）まで贈与税が非課税とされる。

（注）上記は、平成 25 年 4 月 1 日から同 27 年 12 月 31 日までの間に拠出された一定の金銭等について適用される。

【所得税】税率構造（最高税率）の見直し《「平成 25 年度税制改正大綱」P 10》

改正案
平成 27 年分以降の所得税から、現行の税率構造に加え、課税所得 4,000 万円超について、45%の税率を設ける。

【所得税・住民税】金融・証券税制の見直し《「平成 25 年度税制改正大綱」P 10～16、20～23》

改正案
1. 国債その他の公社債及び公募公社債投資信託等の受益権で一定のもの（特定公社債等）の利子等が、20%（所得税 15% 住民税 5%）税率による申告分離課税の対象とされる。ただし、源泉徴収された利子等は申告不要とすることができる。
2. 特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等が、20%（所得税 15% 住民税 5%）税率による申告分離課税の対象とされる。
3. 特定公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額が、特定公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなされ 20%税率による申告分離課税の対象とされる。損失が生じた場合、他の特定公社債等の譲渡所得等から控除できる。
4. 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算が可能とされる。
5. 特定公社債等の譲渡損失の金額のうち、その年に損益通算をしても控除しきれない金額は、翌年以後 3 年間に特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等からの繰越控除ができる。
6. 株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等の別々の分離課税制度とした上で、「特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税」と「一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税」に改められる。
7. 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る 10%税率（所得税 7% 住民税 3%）が、平成 25 年 12 月 31 日で廃止される。
8. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置等について、非課税口座が開設できる期間を平成 26 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までとすること等の、所要の措置が講じられる。

（注）上記の 1. ～ 5. の改正は、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受ける利子等及び特定公社債等の譲渡について適用される。

【住宅税制】住宅ローン減税の延長・拡充（一般住宅の場合）《「平成 25 年度税制改正大綱」P 23～25、31～32》

改正案
1. 平成 26 年 1 月～3 月に居住した場合、借入限度額 2,000 万円、各年の控除限度額 20 万円、最大控除額 200 万円。
2. 平成 26 年 4 月～同 29 年 12 月に居住した場合、借入限度額 4,000 万円、各年の控除限度額 40 万円、最大控除額 400 万円（住宅の対価等の含まれる消費税等の税率が 8% 又は 10% の場合。それ以外の場合の借入限度額は 2,000 万円）。
3. 1 又は 2 の控除額につき、所得税で控除しきれない額のうち一定額を、平成 27 年度以降の個人住民税から控除できる。